

船舶事故調査報告書

令和2年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和元年8月2日 10時10分ごろ
発生場所	熊本県 ^{やつしる} 八代市八代港 八代港防波堤灯台から真方位118° 1.8海里付近 (概位 北緯32° 30.5′ 東経130° 33.8′)
事故の概要	引船とびうめ丸は、着岸作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和元年9月24日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 とびうめ丸、194トン
船舶番号、船舶所有者等	134647、洞海マリンシステムズ株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 操機長、海技免状なし
負傷者	軽傷 1人（操機長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、八代港内港N6岸壁に右舷着けで着岸作業中、スタンライン（以下「本件索」という。）に係止する目的で、操機長が右舷船尾部のボラード（以下「本件ボラード」という。）に本件索を巻き付けていたところ、返し波等により船体が動揺した際、本件索が、一旦緩んだ後、緊張して跳ね上がり、操機長の右手首に当たった。</p> <p>操機長は、右橈骨遠位端骨折と診断された。</p> <p>本船は、右舷着けで着岸作業を行う際、本件索が本件ボラードの船尾側にある推進装置室のハッチに当たるので、本件索の張り具合が分かりにくい状況であった。</p> <p>操機長は、A社に入社して約半年であり、右舷着けでの着岸作業の経験が2、3回であった。</p>
分析	<p>本船は、右舷着けで着岸作業中、本件索の張り具合が分かりにくい状況下、操機長が本件ボラードに本件索を巻き付けていたところ、船体が動揺した際、一旦緩んだ本件索が緊張して跳ね上がったことから、本件索が操機長の右手首に当たり、操機長が負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が右舷着けで着岸作業中、本件索の張り具合が分かりにくい状況下、操機長が本件ボラードに本件索を巻き付けていたところ、船体が動揺した際、一旦緩んだ本件索が緊張して跳ね上がった</p>

	<p>ため、本件索が操機長の右手首に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>A社は、本事故後、次の改善措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船体が完全に接岸するまで、係船索をボラードに無理に巻き付けず、軽く1回ほど仮止めしておき、船体が動揺した際に緩めることができるように、乗組員に対する訓練を実施した。・ 着岸作業前にミーティングを行い、作業の手順や注意事項を確認することについて、乗組員に対する教育を実施した。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 着岸作業時、船体が動揺する状況下では、係船索の状態に注意すること。